

# 中小企業の範囲

このパンフレットに掲載されている助成金の「中小企業」の範囲は、以下のとおりです。

|             | 資本金の額または 出資の総額 |     | 常時雇用する労働者の数 |
|-------------|----------------|-----|-------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下      | または | 50人以下       |
| サービス業       | 5,000万円以下      |     | 100人以下      |
| 卸売業         | 1億円以下          |     | 100人以下      |
| その他の業種      | 3億円以下          |     | 300人以下      |

※ただし、資本金等のない事業主については、常時雇用する労働者の数により判定します。

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

【日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分表】

| 業種    | 該当分類項目  | 業種    | 該当分類項目  |
|-------|---|-------|---|
| 卸売業   | 大分類I（卸売業、小売業）のうち<br>中分類50（各種商品卸売業）<br>中分類51（繊維・衣服等卸売業）<br>中分類52（飲食料品卸売業）<br>中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）<br>中分類54（機械器具卸売業）<br>中分類55（その他の卸売業）   | サービス業 | 大分類G（情報通信業）のうち<br>中分類38（放送業）<br>中分類39（情報サービス業）<br>小分類411（映像情報制作・配給業）<br>小分類412（音声情報制作業）<br>小分類415（広告制作業）<br>小分類416（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業）  |
| 小売業   | 大分類I（卸売業、小売業）のうち<br>中分類56（各種商品小売業）<br>中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業）<br>中分類58（飲食料品小売業）<br>中分類59（機械器具小売業）<br>中分類60（その他の小売業）<br>中分類61（無店舗小売業）<br>大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち<br>中分類76（飲食店）<br>中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業） |       | 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち<br>小分類693（駐車場業）<br>中分類70（物品賃貸業）<br>大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）<br>大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち<br>中分類75（宿泊業）<br>大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）<br>ただし、小分類791（旅行業）は除く<br>大分類O（教育、学習支援業）（中分類81、82）<br>大分類P（医療、福祉）（中分類83～85）<br>大分類Q（複合サービス事業）（中分類86,87）<br>大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）<br>（中分類88～96） |
| 製造その他 | 上記以外のすべて  |       |   |

## 常時雇用する労働者とは：

2か月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいいます。

このうち、「2か月を超えて使用される者」とは、実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外のものであっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

また、「週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者」とは、現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間が未だ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指します。